

# グリーン久万郷 グリーン仁淀川

仁淀川流域の水と暮らしを守る会  
(旧久万高原町産業廃棄物処分場設置を止める連絡協議会)

代表 川本博文 0892-21-0706  
事務局 鷺野 宏 080-6376-8076  
編集長 古田 隆 090-4784-1041  
HP <http://stop-kumakogensanpai.info>  
Mail [info@stop-kumakogensanpai.info](mailto:info@stop-kumakogensanpai.info)

# 環境問題に取り組むには科学・哲学がいる

## 本会主催の条例学習会に百人 目から鱗の納得

「仁淀川流域の水と暮らしを守る会」主催で、去る1月25日、下のチラシのような学習会を開いた。久万高原町も協力で、河野忠康町長からも挨拶があり、約百人の参加者が、講師の渡部伸二氏からの環境問題と法体系、地方自治・住民自治の難しいお話を目から鱗で聞いていた。

### I 地方自治体の決定権の拡大 上乗せ

法律が規制している事項について、同じ目的で、条例よりも厳しい内容を課すことができる。(法律の基準が全国一律の最低基準と考えられる場合は「上乗せ」が許容される)

### 横出し

法律と条例の規制の目的が同じであり、法律で規制していない事項まで規制すること。(法律による規制が全国一律で規制事項の拡大が法律の目的と効果を阻害しないと考えられる場合には許容される)

### 裾下げ

法律が一定規模以上の事業所(者)だけを規制対象とし、それ未満の規模の事業所(者)を対象から除外している場合、条例によって、基準未満の事業所(者)まで規制対象を広げること。

(以上、地方自治法第1条の2第2項)

### II 地方分権推進の基本原理

地方公共団体の自主性

・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

### 自治事務

(介護保険サービス、国民健康保険給付、児童・高齢者・障がい者福祉サービスなど) 法定受託事務(国政選挙、旅券交付、国道管理、戸籍事務、生活保護、国の指定統計など)において、法令に反しない限り条例制定ができる。

### III 条例の法的根拠

日本国憲法94条 条例制定権

地方自治法14条 条例制定ができる

条例(都道府県・市町村) 地方議会で制定された、その地域・自治体だけに通用する法規

### IV 地方自治とは

団体自治(国とは独立の法人格を持った地方公共団体を設ける) 住民自治(地方公共団体の事務の処理を住民の意思に基づいておこなう)

この二つの要素の結合からなる。地域のことでは地域の住民が考え、行政・議会と共に、解決を目指す。「おまかせ民主主義」「無関心」「白紙委任」とは相容れない。

### V 自然環境保全基本方針

- ① 人間活動の影響を受けることなく、原生状態を維持している自然
- ② 優れた自然の生態系または特異な自然の現象を維持している自然環境
- ③ 優れた自然の風景地を維持している自然環境

環境づくりが暮らしを守る！  
**環境保全条例学習会**  
ねえ！条例って誰がどうやってつくるものなの？  
環境をまもる条例をつくる取り組みについて学んでみませんか。  
とき：2017年1月25日 午後7時～  
ところ：久万町民館2階ホール (久万高原町久万188番地)  
講師：愛媛環境ネットワーク事務局長 渡部伸二氏

☆開会あいさつ 仁淀川流域の水と暮らしを守る会  
☆あいさつ 久万高原町長  
☆学習会  
①まちづくりと環境問題 ・条例はどんなときにつくるのか  
②環境問題解決の方法は？ ・条例はどんなときにつくるのか  
③国の法令・県の条例・町の条例は ・政策づくり・条例づくりとは  
④分権時代の条例づくり ・地方分権を地域づくりに生かす

講師プロフィール  
1960年愛媛県東温市生まれ  
松山東高校、法政大学卒  
95年～04年川内町議会議員  
04年～14年東温市議会議員  
15年～愛媛県議会議員

主催：仁淀川流域の水と暮らしを守る会 協力：久万高原町 問い合わせ：080-6376-8076

### 境

- ④ 過去の生活や生活様式と密接な関連を有する自然環境
- ⑤ 野外レクリエーション活動の場またはその背景地となる自然環境
- ⑥ 農林業等の生産活動の場としての自然環境
- ⑦ 都市生活の活動の場としての自然環境
- ⑧ 都市生活の場で都市住民の生活環境と密接な関連を有する自然環境

### VI 条例づくりに向けての一步

- ① 最初の問題意識、着想、着眼点を大切に
- ② 問題の本質的原因はどこにあるのか
- ③ どこが本当の原因なのか
- ④ どの点を解決すれば、全体の問題が解決するのか
- ⑤ 問題点を裏付ける事実、データはあるのか
- ⑥ 客観的に必要な情報は何か、それはどうすれば入手できるか
- ⑦ 現行法令の解釈・運用はどうなっているのか
- ⑧ 地方分権、地方自治の立場から、その解釈・運用に問題はないか

### VII 埼玉県所沢市の取り組み

- ◆ 議会特別委員会・有識者の提言で市民検討委員会の委員の公募を行い50人が決まる。
- ◆ 50名の市民検討委員と市職員24名合同で6班編制で検討作業42回。
- ◆ テーマは、総合計画、行政経営、町づくり基本条例、財政運営。
- ◆ 基本条例の素案作成 ↓ 対話集会 ↓ 原案作成 ↓ 議会提案(可決成立) ↓ 市民に周知 ↓ 条例施行

### VIII まとめ

- ① 本紙I項に入る前に、環境問題とは何か、日本の環境行政の問題点が述べられた。
- ② 上位法の拘束意識が強かったが、かなりの許容もあるのである。
- ③ 国から独立性の地方自治・住民自治がある。
- ④ 住民の手で条例を作る、その過程で住民が力をつける。地域自治は民主主義の学校。





# 仁淀川ブルー

上から吾北にこ淵

水辺の駅あいの里うら

片岡沈下橋

河口近く八田堰

四国は愛媛県の久万高原町から参りました仁淀川流域の水とくらしを守る会代表の川本です。

平成24年5月、高知との県境、仁淀ブルーで有名な清流 仁淀川の源流に位置する高原の町である久万高原町に、碎石場の採石でできた穴を使い、埋立容量100万㎡の管理型最終処分場計画があることが判明しました。

以来、関口先生には、遠路、度々ご足労いただき、無償ともいえる状況の中、現地調査や講演会等、数多くの貴重なご指導ご助言をいただきました。

6月には、久万高原町で“ゴミは田舎へ？「廃棄物処分場について学ぶ」と題しご講演をいただき、このご講演の内容を先生監修の基に啓発用冊子を編集し作成・配布しました。

同月、中・四国を有数の産廃業者オオノ開発が管理型最終処分場を開場する東温市で処分場の現地調査を行っていただき、震災瓦礫広域処理のリスクについて考える講演会で「人生の大半を公害裁判に懸ける人が今も多くいる。国や行政の言うことをうのみにしてはならない」とお教えいただきました。

7月には「廃棄物処分場についてもう一度学ぶ」と題し久万高原町で、9月には松山市で「震災瓦礫広域処理の本当を学ぶ」と題しご講演をいただきました。

平成25年2月には、処分場計画地区住民との話し合いの場を持っていただき、地区住民の不安にお答えいただくと共に、講演会では「久万高原の水環境を守るため」“廃棄物処分場問題と住民のチカラでできること”と題し、業者の事業計画概要書について、立地条件や処分場ができた時の問題点、計画を阻止するための対応等について分かりやすくお話いただき、「このような危機に対処できるよう、確たる理念に基づいた実効性のある環境保全条例の制定に取り組む必要がある」とご指導いただきました。

計画判明から約4年半が経過した現在、関口先生のご指導の下、反対署名や県知事への陳情・要請等を行った結果、当初の計画は中断しています。

残された私達は、関口先生のお力添えを決して無にすることのないよう、久万高原の水環境を守るため、確たる理念に基づいた実効性のある環境保全条例の制定に取り組んでまいります所存でございます。

心より関口先生のご冥福をお祈り申し上げます。

# 恩人関口鉄夫先生逝去 川本代表お別れのことは

たびたび来町いただき、調査・講演等、数々のご指導をいただいた関口鉄夫先生が逝去され、16年10月16日長野県松本市でお別れの会が行われた。本会を代表して川本博文・石丸常の両名が出席し、夫人にお目にかかりお悔やみとお礼を申し上げる会からの香典をお届けし、川本代表は左記のことばを述べた。

会の終盤で、会食があり、参加者は、150名を超え、先生の対応は、情報をキャッチしたから、即、現場に駆けつけ状況調査、地域住民との話し合い、課題を明確にし、活動方向を定め行動を起こす。その後必要な指導をしてもらったというのが大方一致した感慨として述べられた。

会場は静粛で、語る人も傾聴する人も涙し、関口先生の指導の「コマーコマーを思い起こし、先生の志をしっかりと受け継がなければならぬ」との思いを新たにする場面に満たされたという。地域は異なっても共通の課題を持ち、頑張っている人たちが強い共感で結ばれる場となった。

## 条例策定委員に応募を

町長から生活環境保全条例策定委員の募集が自治会長宛に回覧文書として送られた。それによると、資格は、町内に在住する18歳以上のもの、募集人員は8人となっており、募集期間は今年3月1日から同3月31日までとなっている。

本紙1面の条例学習会で学んだ内容とはずいぶんかけ離れているように感じるが、本会会員から積極的な応募を期待したいものである。また、住民自治の原理からいって、改善や新たな要望をすることは可能ではないか。

お任せ民主主義や無関心、白紙委任したように思っている、何があっても、ご無理ごもつとも諦め、何も言わない、何もしないでいたら、久万高原町を誇りある町にすることはできないだろう。

収入の部	
前年度繰越金	676,338
カンパ(募金)	406,005
雑収入(書籍)	7,860
預金利子	161
計	1,090,364
支出の部	
消耗品費	32,075
会場費	5,760
通信費	194,446
講演会費	61,103
手数料	3,766
計	298,029
差引残高	792,335
2016年4月12日監査	

H27年度	
第1回理事会	2015年11月18日
第2回理事会	2015年12月16日
H28年度	
第1回理事会	2016年4月25日
○H27年度活動経過報告	
○H27年度収支決算報告	
○H28年度活動計画	
○その他	
第2回理事会	2016年9月26日
○条例制定に向けての取組	
○近隣市町村・関係団体との連携強化	
○役員・理事会体制の構築	
○その他	